

## 中間指針第三次追補に係る損害賠償請求に関する説明会の開催状況等について

平成 25 年 8 月 22 日  
原子力安全対策課

### 1 経緯

平成 25 年 1 月 30 日に国の原子力損害賠償紛争審査会において、本県を農林漁業等の風評被害の対象地域とする中間指針第三次追補が決定されたことを踏まえ、東京電力では、県内の農林水産物の買い控え等による損害（風評被害）について、同年 3 月 27 日より賠償請求の受付を開始する旨を発表した。これを受けて、県では、第三次追補等の内容を周知するため、県内農林漁業者及び加工・流通業者を対象とした説明会等を開催した。

### 2 開催期間

平成 25 年 4 月 22 日（月）から 7 月 22 日（月）にかけて、県内一円で計延べ 31 回開催した。

### 3 出席状況

全体の参加者数は 691 人で、このうち事業者・生産者等対象者の参加者数は 481 人であった。また、149 人が個別相談会に参加した。

### 4 開催内容等

- (1) 開催内容：基本的に、県から中間指針第三次追補の内容や損害賠償請求の方法に関する説明し、その後、東京電力から賠償基準や請求書の記載方法、請求方法の説明を行った。また、説明会終了後に個別相談会を開催する形式とした。
- (2) 質疑応答：各会場共通のものとして、損害額関係（損害を回避するための努力による売上の増加分が取引停止等の減少分を上回った場合は対象外）、基準年関係（被害額等の基準とする年度が事故日を含む決算年度の直近年度）、対象期間関係（中間指針策定以前の損害は対象外）、加工品の原材料関係（原材料に占める当該農林水産物の重量割合が 50% 以上必要）等、東京電力の賠償基準に関するもの多かった。この他、第三次追補の対象となっていない品目等の中間指針への明示に関する要望等があった。

主な対象者	担当部・課等	開催月日	開催場所	参加人数			個別相談	
				対象者	市町村	県		
農林産物直売所、有機農業者	農産園芸環境課 林業振興課	4/22(月)	大河原合庁	48	22	13	13	9
		4/23(火)	古川農業試験場	38	21	7	10	6
		4/25(木)	中田農村環境改善センター	20	10	6	4	6
	北部地方振興事務所	8/23(金)	大崎合庁(予定)	—	—	—	—	—
食品製造業、畜産業、林業、肥・飼料製造業、水産加工業、小売業	原子力安全対策課 経済商工観光部 農林水産部	5/9(木)	大河原合庁	24	17	0	7	5
		5/13(月)	大崎合庁(午前・午後)	35	21	9	5	12
		5/15(水)	栗原合庁	17	11	2	4	5
		5/16(木)	石巻合庁(午前・午後)	34	24	0	10	10
		5/21(火)	仙台合庁(午前・午後)	43	37	4	2	17
		5/22(水)	登米合庁(午前・午後)	16	11	1	4	5
		5/23(木)	気仙沼合庁(午前・午後)	38	34	2	2	14
水産業全般、水産加工業	水産業振興課	5/15(水)	女川魚市場	66	59	1	6	
		5/16(木)	宮城県トラック協会塩釜支部	52	48		4	
		5/17(金)	気仙沼魚市場	49	43	1	5	
		5/24(金)	石巻魚市場	42	37		5	
		6/20(木)	石巻魚市場	14				14
		6/21,22	気仙沼魚市場	13				13
		7/22(月)	女川魚市場	6				6
内水面養殖業者	水産業基盤整備課	5/20(月)	自治会館(勉強会)	21	14		7	
		5/22(水)	自治会館	7			2	5
		5/23(木)	漁信基ビル	4			2	2
個人のきのこ、山菜生産者	林業振興課	5/21(火)	大崎合庁	42	31	5	6	7
		5/28(火)	仙台合庁	13	10		3	6
		5/30(木)	石巻地区森林組合研修センター	13	9		4	後日
		6/5(水)	本吉町公民館	14	8	2	4	4
	大河原地方振興事務所	6/28(金)	丸森まちづくりセンター	22	14	4	4	3
計			31 回	691	481	57	113	149

中間指針及び中間指針第三次追補における農林水産物の風評被害に関する主な賠償の範囲

項目 県名	品目等									
	農産物 (食用)	茶	林産物 (食用)	花き	畜産物 (食用)	牛肉・ 肉用牛	水産物 (食用・ 餌料用)	家畜飼料 ・薪・木炭	家畜 排泄物 堆肥	牛乳・ 乳製品
北海道							◎			
青森			◎			○	◎			
岩手	◎		◎			○	◎	◎	◎	◎
宮城	◎	◎	◎			○	◎	◎	◎	◎
秋田						○				
山形						○				
福島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城	○	○	○	○	○	○	○		◎	○
栃木	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○
群馬	○	○	○			○	○			◎
埼玉	○	○	○			○				
千葉	○	○	○			○	○		◎	
東京		◎	◎							
神奈川		○	◎							

※「中間指針」、「中間指針第三次追補」より、農林水産物の風評被害に関する項目の東北・関東地方部分を抜粋

【凡例】○: 中間指針:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の判定等に関する中間指針」(平成23年8月5日策定)

◎: 中間指針第三次追補:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の判定等に関する中間指針第三次追補」(平成25年1月30日策定)